

特定教育訓練に関するQ & A

特定教育訓練
Q1 特定教育訓練の対象は？
Q2 人の運送をする不定期航路事業（旅客12名以下の事業用小型船舶）は適用対象となるか。
Q3 既存の船長等は特定教育訓練を実施する必要はあるか。
Q4 特定教育訓練は自社で実施するのか。
Q5 特定教育訓練は自社で講義・実技訓練を実施し、訓練終了後の効果テストに合格した者を船長等に選任し、雇入れの届出等を提出するのか。
Q6 甲板員にも実船実水訓練の離着舷及び操船を実施させる必要はあるか。
Q7 効果測定における判定は誰がどのように行うのか。
Q8 教育訓練中の船員を雇い入れする場合の職務は船長や甲板員でもいいのか。
Q9 小型旅客船ではなく作業船（旅客12名以下）で人を乗せることがあり、人の運送をする不定期航路事業を適用しているが、特定教育訓練制度は小型旅客船が対象のため、作業船は対象外ということか。
Q10 5トン未満の1人乗り組みの船舶で海上タクシーを営んでいる場合、特定教育訓練の実施や記録は必要か。
Q11 使用船舶の航行区域が限定沿海区域の場合、訓練は限定沿海区域で行う必要があるか。
Q12 既存の船長等であることは、どのように証明するのか。

特定教育訓練

Q1 特定教育訓練の対象は？

小型旅客船（海上運送法第2条第2項に規定する人の運送をする船舶運航事業の用に供する総トン数20トン未満の船舶）の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。）が対象となります。

また、従来、船員法が適用されない「総トン数5トン未満の船舶」「湖、川又は港のみを航行する船舶」も対象となります。

Q2 人の運送をする不定期航路事業（旅客12名以下の事業用小型船舶）は適用対象となるか。

適用対象となります。

Q3 既存の船長等は特定教育訓練を実施する必要はあるか。

改正船員法の施行（令和6年4月1日）前において現に小型旅客船の船長等の乗組員である者については、特定教育訓練を実施する必要はありません。

ただし、船舶所有者、運航する航路若しくは船舶の変更又は3年を超える離職期間があった場合や、上位職務に従事する場合は特定教育訓練を実施する必要が生じます。

Q4 特定教育訓練は自社で実施するのか。

船舶所有者にて実施していただきます。

Q5 特定教育訓練は自社で講義・実技訓練を実施し、訓練終了後の効果テストに合格した者を船長等を選任し、雇入れの届出等を提出するのか。

ご認識のとおりです。

Q6 甲板員にも実船実水訓練の離着舷及び操船を実施させる必要があるか。

基本的には不要ですが、甲板員でも離着舷及び操船を行う場合は、訓練を実施していただきます。

Q7 効果測定における判定は誰がどのように行うのか。

船舶所有者は、運航船舶の特徴や水域特有の気象・水象を熟知する者を訓練指導者として選任し、その指導者が実船の操船に同乗して評価します。なお、指導者の他、他の船長や運航管理者など複数名による評価を原則とします。

また、合格するまで必要に応じて実船実水訓練又は講義訓練を繰り返し、効果測定後は、船舶所有者による終了の確認が必要です。

Q8 教育訓練中の船員を雇い入れする場合の職務は船長や甲板員でもいいのか。

訓練対象の職務名で雇入れはできません。

特定教育訓練の実船実水訓練は、定員外又は営業外において実施する必要があることから、定員外での乗り組みであることがわかるよう、船長候補の場合には「特定教育訓練員（船長候補）」「員外甲板員」などとしていただければと思いますが、船舶所有者としてどう乗り組ませるかには様々なケースが考えられるところ、訓練対象の職務名以外であれば問題ございません。

Q9 小型旅客船ではなく作業船（旅客12名以下）で人を乗せることがあり、人の運送をする不定期航路事業を適用しているが、特定教育訓練制度は小型旅客船が対象のため、作業船は対象外ということか。

特定教育訓練は海上運送法第2条第2項に規定する人の運送をする船舶運航事業の用に供する総トン数20トン未満の船舶（※）を対象としているため、人の運送をする不定期航路事業の用に供する船舶であれば作業船も対象となります。なお、年に6回以内の短期的な運航形態においては、訓練内容の一部減が可能となる場合がありますので、ガイドラインP30をご確認ください。

※特定教育訓練に関する資料ではこれを小型旅客船と記載しています。

Q10 5トン未満の1人乗り組みの船舶で海上タクシーを営んでいる場合、特定教育訓練の実施や記録は必要か。

従来、船員法が適用されない「総トン数5トン未満の船舶」も特定教育訓練の対象となりますので、必要になります。

Q11 使用船舶の航行区域が限定沿海区域の場合、訓練は限定沿海区域で行う必要があるか。

使用船舶の航行区域ではなく、海上運送法の許可又は届出をされた運航航路において訓練を実施していただきます。

Q12 既存の船長等であることは、どのように証明するのか。

基本的には船員手帳で確認します。船員法非適用船等により船員手帳がない場合は、配乗計画や雇用契約書等で確認します。